No. 93
昭和43年9月25日
発行／白根市役所
編集／企画審議室

広報白根

人口のうごき

(9月1日現在)		(8月中)	
人口	33,733	出生	32
男	16,181	死亡	18
女	17,552	転入	68
世帯	6,453	転出	47

年間販売額 七十億越える

商業調査結果

店の数は前回より減る

七月一日現在で行なわれた商業調査の本市分の結果がこのほどまとまり、市統計係からその概数が発表されました。それによると、商店数は七百二十二店で、そこに働く従業者数は二千七十九人と、前回（昭和四十一年）よりは若干減少していますが、販売額では七十億六千万円で、前回を十八億六千万円上回るすばらしい伸びを示しています。

この商業調査は、昭和二十七年から一年おきに行なわれており、ことしはその第九回目が七月一日現在で、市内の全商店を対象として行なわれました。この結果業種別の店数では飲食料品小売業が二百二十五店で総体の約三分の一を占めており、従業者においても五百五十六人とトップ、しかし一店当たりの従業者数となると二・五人で自転車荷車小売り業に次ぐ低い率となっています。逆に一店当たり従業者数の多い方では、一般卸売り業が五・四人と断然他を引き離しています。

また、年間販売額では、すべての面で一般卸売り業が他業種よりも多く、実数の上では二十三億五千万円と総販売額の約三割を占めています。これを一店当たりで割ってみると、一年間で平均四千四百万円を販売していることになります。さらにこれを従業員ひとり当たりで割ってみると八百十九万円という数字になり、飲食店の百二十三万円のおよそ六・六倍になります。

一方過去十年間の白根市商業のうごきをみると、店数では十年前より約百店増となっているものの、前回調査の時よりも二十二店減少しています。これは金融引き締めとか景気抑制などの政策による金繰り困難による減少とみられています。しかし、総体的な販売額の伸びはすばらしく十年前の同調査の時は十八億円だったものが今回の調査時には七十億円と約四倍にもなっており関係者の目をみはらせています。

別表① 業種別構成

業種	店数	従業者数 実数	従業者数 1店当り	年間販売額 実数	年間販売額 1店当り	年間販売額 従業者1人当り
						(万円)
一般卸売り業	53	287	5.4	235,100	4,436	819
織物衣服身の回り品小売り業	94	280	3.0	64,133	682	229
飲食料品小売り業	225	556	2.5	133,061	591	239
自転車荷車小売り業	36	83	2.3	66,309	1,842	799
家具、建具小売り業	91	239	2.6	49,315	542	206
その他の小売り業	153	443	2.9	134,589	880	304
次食店	70	191	2.7	23,590	337	123
合計	722	2,079	2.9	706,097	978	340

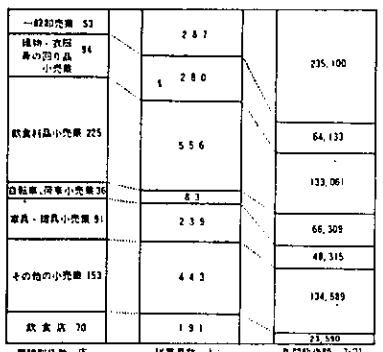

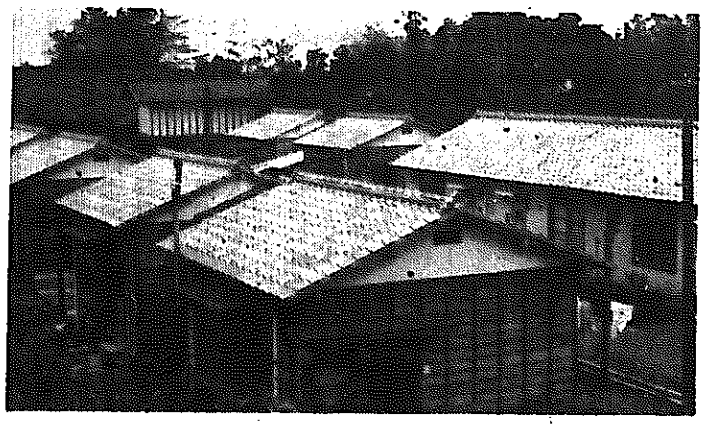

10年間の推移

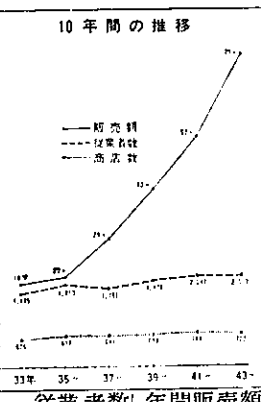

別表② 過去十年のうごき

年次	店数	従業者数 実数	従業者数 1店当り	年間販売額 実数	年間販売額 1店当り	年間販売額 従業者1人当り
						(万円)
33	625	1,685	2.6	187,759	300	111
35	697	1,850	2.6	202,271	290	109
37	691	1,751	2.5	286,941	415	164
39	698	1,924	2.7	405,479	581	211
41	744	2,097	2.8	519,966	699	248
43	722	2,079	2.9	706,097	978	340

有権者数 二万一千三十三人

〃次回は十二月一日締め切り〃

市選挙管理委員会は九月二十日現在の本市の有権者数を二万一千三十三人と発表しました。これは九月一日に締め切られた追加登録の申し出のうちから、資格が決定されて今回登録された三百五十七人を加え、六月から九月までの間に死亡や移転などのため抹消された百五十二人を差し引いた数で、実質二百五人の増となっています。なお次回は十二月一日申し出締め切り、同二十日登録となっています。資格があるのにまだ登録されていないと思われるかたは、忘れずに登録の申し出をしてください。選挙権があっても名簿に登録されていないと、投票することができません。私たちの権利を百%行使するためにも登録もれがあってはなりません。投票は私たちの義務であり権利でもあるのです。

十月一日に住宅調査

市内十六の地域で

住宅統計調査は、昭和二十三年を第一回目として五年ごとに行なわれています。そしてことしはその五回目を迎え十月一日現在で市内十六の地域を対象として行なわれます。

この調査は、国や地方公共団体が行なっている、住宅関係施策の基礎資料となる重要なもので、最近よく耳にする一世帯一住宅政策も、これらの調査結果による基礎資料からとられているのです。近く次のとおり各調査区ごとに調査員が調査に回りますので、皆さんのご協力をお願いします。

砂押＝中村睦英、旭町第一＝福原広、曙町＝小山三一郎、五六の町第一＝庭山弘、五六の町第五＝玉木文吉、鯨潟上（幸町も含む）岡田功、古川＝川村貢、上赤渋＝田中恂治、引越＝塚田泰直、下駕ノ木第二＝藤原哲男

市の事業に特別融資

皆さんが毎月掛けておられる国民年金や、郵便局の簡易保険などの積み立て金から、全国の地方公共団体へ事業融資されていることは、すでにご承知のことと思います。昭和四十二年度に当市へ融資されたこれらの資金の内訳はつぎのとおりです。

国民年金特別融資
白根中央保育園建設＝五五〇万円（事業費一、一五八万円）

簡易保険還元融資
地盤沈下対策事業＝五一〇万円（事業費一、三三二万円）
都市計画事業＝一六〇万円（事業費一、六三七万円）
大鷲中学校増築工事＝一五〇万円（事業費三八三万円）

選挙管理委員に野沢浩四郎氏

市の選挙管理委員小林孝一氏は、かねて病気のためその職を辞したいと、同委員会へ退職願いを出しておられましたが、八月二十九日正式にこれが受理されました。これにともない、六月定例市議会で選任されていた、同補充委員のうちから第一順位の野沢浩四郎（五七）＝新飯田＝がその後任に補欠されました。

選管野沢委員

固定ごみ箱を全面廃止

あなたのお宅ではどんなごみ容器をお使いですか。固定のごみ容器は収集作業が非能率的で、しかも移し変え作業が非衛生的、また危険物の混入などでけがをした例もあって、収集作業をおくらせています。加えて移し変えが完全にできないため、残留物による病害虫の発生も考えられます。このたび他町村同様、固定ごみ箱の全面廃止をすることになりました。ふたのあるポリバケツか、紙、ビニール袋などに切り替え、衛生的、能率的に作業ができるよう皆さんのご協力をお願いします

お知らせ

危険物取り扱い

昭和四十三年度の乙種四類の危険物取り扱い主任者試験が次のとおり実施されます。受験を希望されるかたは期日までに申し込んでください。

○試験日時　十一月十日午前九時三十分から
○試験地及び場所　新潟市新潟大学人文学部
○受験資格　六か月以上の実務経験のある者
○願書締め切り　十月二十五日

また、この試験に受験するかたのために受験準備講習会も次の要領で実施されます。

○講習対象者　乙種四類危険物取り扱い主任者試験の受験者
○講習会場　新津市第四銀行ホール＝十月十八・十九日、新潟日報ホール＝十月二十三・二十四日
○受講料　協会員＝五百円、非会員＝千円

詳しくは市消防署（七二一二三〇三・二〇四〇）へお問い合わせください。

狂犬病の予防注射を実施

毎年実施されている狂犬病の予防注射がことしも次の日程で実施されます。犬を飼育されているかたは、それぞれの会場で必ず注射を受けてください。手数料は鑑札交付手数料三百円と、注射済証交付手数料二百六十円の計五百六十円です。

十月九日
午前十時から正午まで　大郷駐在室前
午後一時から三時まで　戸石農協倉庫前

十月十一日
午前十一時から午後二時まで　鷲巻駐在室前
午前十一時から午後一時まで　鷲ノ本農協倉庫前

十月十四日
午前十時から午後二時まで　庄瀬駐在室前
午前十時から正午まで　小林駐在室前
午後一時から三時まで　戸頭農協倉庫前

十月十五日
午前十一時から午後二時まで　新飯田駐在室前
午前十時から午後二時まで　茨曾根駐在室前
午前十一時から午後一時まで　鷲ノ本農協倉庫前

十月十六日
午前十時から午後　二時まで　市役所脇
午前十一時から午後一時まで　根岸駐在室前

十月十七日
午前十時から午後二時まで　臼井駐在室前

季節出稼ぎ者を募集

次の要領で季節出稼ぎの要請があります。希望者は市商工課へ申し出てください。

1・行き先＝静岡県、神奈川県
2・作業の種類＝みかんもぎ、稲刈り、麦まき
3・出稼期間＝十月下旬から十二月末まで
4・賃金（日給）＝住み込み三食付きで、男千五十円、女八百五十円
5・申し込締め切り＝十月五日

個人あて通知を廃止

保健課では、つぎの方法で「種痘接種」などを実施します。該当するかたは各会場へおいでください。いままでは個人あてに通知してきましたが、今回から広報白根を通じて皆さんにお知らせしますので、おまちがいのないようにしてください。

種痘接種

対象者　第一期＝昭和四十二年八月一日から四十三年七月三十一日までに生まれた幼児。第二期＝昭和三十七年四月二日から三十八年四月一日までに生まれた幼児。

時間、各会場とも午後一時三十分から三時までです。おくれないようにしてください。

母子センターの御案内

行事名	実施日	内容
離乳食実習	第一木曜日	43年5月中に生まれた幼児で翌月からかぞえて5カ月目に当たる幼児
妊婦検診	第2火曜日	母子センターに入所を希望する人
〃	第2木曜日	前月妊娠届けをした人
3カ月乳児検診	第3火曜日	43年7月中に生まれた幼児で翌月からかぞえて3カ月目に当たる幼児
6カ月乳児検診	第3水曜日	43年4月中に生まれた幼児で翌月からかぞえて6カ月目に当たる幼児
11カ月乳児検診	第3木曜日	43年11月中に生まれた幼児で翌月からかぞえて11カ月目に当たる幼児
母親学級	第4火曜日	前月妊娠届けをした人
産後相談	第4木曜日	43年8月21日から9月20日までにお産をした人

相談、検診、予防接種を受ける場合は必ず母子手帳をご持参ください。なお、離乳食実習は、毎月第一金曜日でしたが十月だけは第一木曜に変更しました。

地区名	区分	接種日	検査日	場所
新飯田	第一期	10月18日		
	第二期	10月23日	10月25日	駐在室
茨曾根	第一期	10月17日		
	第二期	10月22日	10月24日	〃
庄瀬	第一期	10月21日		
	第二期	10月25日	10月28日	〃
臼井	第一期	10月21日		
	第二期	10月25日	10月28日	〃
小林	第一期	10月9日		
	第二期	10月14日	10月16日	〃
大郷	第一期	10月23日		
	第二期	10月28日	10月30日	〃
鷲巻	第一期	10月25日		
	第二期	10月29日	10月31日	〃
根岸	第一期	10月30日		
	第二期	10月25日	11月1日	〃
白根	第一期	10月11日		
	第二期	10月16日	10月18日	産業厚生会館